

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年6月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2300002号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2300010号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和57年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和57年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に入社後、3か月の新入社員研修を終えて正式に配属が決まり異動し、請求期間においても継続して勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、昭和57年7月1日を資格喪失日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

C社の回答、雇用保険の加入記録及びA社B事業所において厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務(昭和57年7月1日にA社B事業所からA社へ異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B事業所における昭和57年5月の厚生年金保険の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和57年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年

7月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2200298号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2300009号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準報酬月額  
訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月14日から昭和59年4月15日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間に係る  
標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額(22万円~24万円)より低く記録されている。

給与の振込額が確認できる預金通帳(写)を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬  
月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間に係る標準報酬  
月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されていると主張している。

しかしながら、B社は、請求期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の請求  
期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない旨回答して  
いる。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に  
照会を行ったところ、自身の厚生年金保険の標準報酬月額が給与額よりも低く記録されてい  
るとの回答はなく、請求者と同様に正社員として講師の仕事をしていたとする同僚から提出され  
た給与明細書(写)によると、同社に係る事業所別被保険者名簿における標準報酬月額に基づ  
く厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、請求者から提出された預金通帳(写)における請求期間に係る給与振込額について、  
上記の同僚に係る給与明細書(写)等を基に検証を行ったところ、当該各月の振込額は、請求  
者の主張する給与額(22万円~24万円)に見合う標準報酬月額に基づき算出した社会保険料  
等控除後の各月の金額と大きく相違しており、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年  
金保険料が控除されていたことを推認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額

が遡及して減額訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。